

障発0813第1号
令和2年8月13日

各都道府県知事・指定都市の長 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う精神保健指定医の指定後の研修の中止
による受講の延期等について

精神保健指定医については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第19条第1項の規定に基づき、5の年度ごとに厚生労働大臣が定める年度において、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を受けなければならないこととなっています。

しかしながら、本年度の当該研修について、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和3年3月31日までの間、登録研修機関において、全日程が中止とされたことから、同条第2項の厚生労働省令で定めるやむを得ない理由が存すると認められますので、本年度において当該研修を受けなければならない者（精神保健指定医の証（以下「指定医証」という。）の有効期限が令和3年3月31日となっている者）について、受講すべき年度を延期し、併せて精神保健指定医の証の有効期限の延長を行います。

当該者の認定後の研修受講年度及び認定後の指定医証の有効期限については、それぞれ以下のとおりとします。また、既に当該者に対し交付済みの指定医証に記載のある有効期限について、「令和3年3月31日」とあるのは、「令和4年3月31日」と読み替えることとします。

認定後の研修受講年度 令和3年度

認定後の指定医証の有効期限 令和4年3月31日